

---

# 調達手続及び工事管理に関する 改善の取り組みについて

---

平成29年4月

あなたに、ベスト・ウェイ。



<b>1. 入札不調対策に係る取り組み</b>	
	①入札前価格交渉方式の採用による実勢価格を反映した契約制限価格の設定
	②調達の実績性を高めるための拡大型指名競争入札方式の採用
	③随意契約の適用による契約の相手方の決定
	④競争参加資格要件の緩和(技術者資格と経験を配置要件へ移行)
<b>2. 受発注者の調達手続における負担軽減対策に係る取り組み</b>	
	①工事の競争参加資格申請時における技術資料の一枚化
<b>3. ダンピング対策に係る取り組み</b>	
	①総合評価落札方式における施工体制確認型の適用
	②社会保険未加入対策の実施
	③低入札調査基準価格の設定
<b>4. 労務費・資機材価格の変動に係る取り組み</b>	
	①スライド条項の適用(単品スライド、インフレスライド)
	②地域外からの労働者・建設資材調達に係る設計変更(試行)
	③施工実態等を反映した積算基準の改訂
	④設計単価の改訂
<b>5. 円滑かつ公正・適切な契約変更の実施に係る取り組み</b>	
	①設計変更ガイドラインの策定

# 1. 入札不調対策に係る取り組み

NEXCO

## ① 入札前価格交渉方式の採用による実勢価格を反映した契約制限価格の設定

⇒ 入札前価格交渉とは、資材等の急激な価格変動、特殊な条件などの理由により積算基準類等を用いることが合理的でないと認められる場合に、入札者に見積書の提出を求め、この見積書を活用して契約制限価格を設定する方式です(工事のみ採用)。

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/pre\\_bidding.html](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/pre_bidding.html)

## ② 調達の確実性を高めるための拡大型指名競争入札方式の採用

⇒ 拡大型指名競争入札とは、指名による確実な競争参加者の確保を行うとともに、公募により指名業者以外の競争参加を求めることで競争性の拡大を図り、調達の確実性を高めるために実施する競争入札方式です。

なお、拡大型指名競争入札方式は、原則として自動落札方式により落札者を決定します。

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/designated\\_bidding.html](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/designated_bidding.html)

## ③ 随意契約の適用による契約の相手方の決定

⇒ 当初競争に付しても入札者がいない、もしくは再度競争に付しても入札者がいないときで、以後、競争に付す時間的余裕がない場合など必要と認めるときは、随意契約により契約の相手方を決定する場合があります。

## ④ 競争参加資格要件の緩和(技術者資格と経験を配置要件へ移行)

⇒ 技術者不足に起因する入札不調対策として、配置予定技術者の資格及び工事の経験を競争参加資格としないこととし、契約締結後の配置要件とする取り組みを実施しています(高度な技術提案を求める等配置予定技術者の資格及び経験の審査が必要となる工事を除く)。

# 2. 受発注者の調達手続における負担軽減に係る取り組み

NEXCO

## ① 工事の競争参加資格申請時における技術資料の一枚化

⇒ 競争参加資格申請時に競争参加希望者が作成する技術資料は複数の様式を作成することとなっていますが、これらを一枚に集約した様式(一枚化)とし、作成者の負担を軽減する取り組みを実施しています。

### 3. ダumping対策に係る取り組み



#### ① 総合評価落札方式における施工体制確認型の適用

⇒ 施工体制確認型とは、総合評価落札方式を適用する工事で、特に適切な施工体制を確保する必要があると発注者が認める工事について、開札結果に応じて入札者に対し施工体制等を確認するための資料の提出を求め、ヒアリングの結果に基づき技術評価を行う方式です。

#### ② 社会保険未加入対策

⇒ 社会保険未加入対策として、以下に示す取り組みを行っています。

- ◆社会保険未加入建設業者の有資格者からの排除
- ◆社会保険未加入建設業者との下請契約の原則禁止
- ◆下請負人の社会保険加入状況を施工体制台帳により確認
- ◆契約違反(社会保険未加入建設業者との下請契約)に対する競争参加資格停止、成績評定の減点等の措置

※二次下請契約に対する競争参加資格停止、成績評定の減点等の措置は平成 29 年 10 月 1 日以降に入札公告等を行う工事が対象

#### ③ 低入札調査基準価格の設定

⇒ 当社が発注する工事、調査等業務では、次に示すとおり低入札調査基準価格を設定しています。

##### ◆工事

○低入札調査基準価格 : 直接工事費×97%+共通仮設費×90%  
+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

○重点調査価格 : 工事価格対象額<sup>※2</sup>×75%

○数値的判断基準【失格基準】<sup>※1</sup>: 工事価格対象額<sup>※2</sup>×70%

※1 WTO 対象工事等に該当する工事を除く

※2 工事価格対象額=直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費等

・工事における低入札価格調査について(要領)

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/low\\_cost29\\_01.pdf](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/low_cost29_01.pdf)

◆調査等業務

○低入札調査基準価格

業種区分	調査基準価格	①	②	③	④
測量、試験	右の①+②	直接費の額	諸経費 ×48%		
建築設計	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費 ×60%	諸経費 ×60%
設計(建築を除く)	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×48%
土質地質調査	右の ①+②+③+④	直接調査費の額	間接調査費の額 ×90%	技術業務費の額 ×80%	一般管理費等 ×45%
補償関係コンサルタント業務	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×45%

○重点調査価格： 契約制限価格×40%

・調査等における低入札価格調査について(要領)

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/research29\\_01.pdf](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/stipulation/pdfs/research29_01.pdf)

## 4. 市場動向への対応に係る取り組み

### ① スライド条項の適用(単品スライド、インフレスライド)

⇒ 昨今の資材、労務単価の急激な変動に対応するため、契約書第 25 条の運用を実施しています。

#### ◆単品スライド条項(契約書第 25 条第 5 項)

原材料価格の変動に起因する工事資材価格の変動に対応するため工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)を適用

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h20/0912/>

#### ◆インフレスライド条項(契約書第 25 条第 6 項)

賃金等の急激な変動に対応するため、工事請負契約書第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)を適用

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h26/0210/>

② 地域外からの労働者・建設資材調達に係る設計変更(試行)

⇒ 契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった(地域外からの調達を余儀なくされた場合など)場合、必要となる費用について設計変更を行うことを試行しています。

③ 施工実態等を反映した積算基準の改訂

⇒ 施工実態調査等により歩掛り、労務編成、機械編成などの見直しを行い、適宜、積算基準の改訂を行っています。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h29/0104/>

④ 設計単価の改訂

⇒ 市場における材料単価等の変動に対応するため、当社が設定する設計単価を年4回改訂します。(4月、7月、10月、1月)

## 5. 円滑かつ公正・適切な契約変更の実施に係る取り組み

NEXCO

① 設計変更ガイドラインの策定

⇒ 交付図書における契約条件の明確化の一層推進と工事・調査等業務における受発注者間の円滑かつ公正・適切な契約変更の実施を目的に、以下に示す設計変更ガイドラインを策定し、公表しています。

◆土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成28年7月)

◆調査等請負契約における設計変更ガイドライン(平成27年1月)

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h28/0701b/>